

議事要旨(2) 無形資産に係る会計基準の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、無形資産プロジェクトで検討を行っている個別の論点(企業結合時に識別・評価する無形資産、個別に取得する仕掛研究開発)についてコストとベネフィットの視点、特に無形資産の識別・評価を行う場合に想定されるベネフィットについて本日は議論を行いたい旨の説明が行われ、続いて中川研究員より、説明資料[審議事項(2)]に基づいて具体的な説明が行われた。委員等からの主な意見等は以下のとおりである。

- ・現状ののれんの償却年数を見積りを行うことが困難であり、現状ののれんから無形資産を識別してそれぞれ償却年数を見積りの方が合理的な方法であると考え。より合理的な償却は、会社法における分配可能利益の算定上も意味のあることであると考え。
- ・資料 3 ページに現行の開示イメージが記載されているが、のれんの発生原因については単に超過収益力に関する一行の記載にとどまっている。それに対して、資料 23 ページにおいて欧米での無形資産の例示が示されているが、こうした無形資産の詳細な内訳や償却年数等の豊富な情報が開示されることにより、財務諸表の情報価値は全く異なってくると思う。すなわち、こうした情報は、買収企業が経営戦略、投資戦略、スクラップ&ビルド等をどのように考えているのかを示唆している。過去の経営を切り捨て、新しい方向に進む際の一つの手法が M&A であり、企業買収時に識別される無形資産に関する情報を開示することにより、どのような企業を買収し、今後どのような方向に進むことを考えているのかが表される。そのため、企業結合時に識別した無形資産に係る情報は有用であると考え。こうした情報を開示することは非常にコストがかかることは承知しているが、財務諸表利用者が買収企業の将来性を評価するという観点において、コストを上回るベネフィットがあると考え。
- ・無形資産の識別に関する議論と、のれんの非償却に関する議論は密接不可分であると考え。すなわち、欧米においてのれんは非償却であり、企業は多額の非償却資産を計上することを避けるため、積極的に無形資産を識別・評価するインセンティブが働くことが推測される。日本においてはのれんが償却されるので、何もしないという対応もあるのではないかと考える。
- ・会計基準を定めることは、コストを抑えるという点で意義があるのではないかと考える。具体的には資料 22 ページに記載されているような無形資産の例示が考えられ、こうした例示を提示することだけでも財務諸表作成者のコスト負担の軽減にもつながるのではないかと考える。

- ・何を目的として買収を行ったかを明らかにする責任が財務諸表の作成者にはあると考えており、また、無形資産を識別することは、買収価格が妥当であるかどうかを評価する一つの判断材料になると考える。また、識別された無形資産の償却年数は4、5年というケースがあり、より合理的な償却期間の設定ができていると考える。
- ・無形資産の定義を明確にせず、限定的な範囲での改訂で解決策になるのかという懸念がある。また、実務において、無形資産を個別に意識して買収交渉を行うケースは少ないと考えており、そうした実務も考慮して処理を検討する必要があると考える。
- ・財務諸表作成者が無形資産を識別するケースは、金額が多額であるケースに限定されていると認識している。無形資産を識別することよりも、買収会社としてはいかに取得に要した金額を回収するかが重要であり、この点に関連して、買収後の開示も重要であると考え。
- ・現行の日本基準においては、識別可能性を「法律上の権利など分離して譲渡可能なもの」と規定しており、この規定のみでは実務で不統一が生じている可能性があると考え。また、のれんは償却するので無形資産を分けて認識する必要がないという議論もあるが、負ののれんが生じる場合もある。さらに、日本がのれんを償却することを主張するなかで、のれんの償却年数の議論との関係でも、欧米において識別がなされている無形資産がのれんに含まれているという現行の日本基準について、検討する必要があると考える。
- ・無形資産の識別・評価に関して、金額の算定が容易なものと、多くの見積り・仮定計算を要するものがある。こうした中で、識別・評価した無形資産に関する情報が、財務諸表利用者にとってどの程度有用であるかどうか議論する必要がある。また、無形資産の識別・評価が実務において、どのように行われているかを十分に理解した上で議論することも重要であると考え。一般論としては細分化して精緻にすることには賛成だが、こうした点に注意する必要があると考える。

最後に、新井副委員長から、今後の委員会審議においては、コスト面にも焦点を当て、どのような配慮が可能かという点も含めて検討をしていきたい旨、及び識別・評価する無形資産の評価技法とそれに基づき算定された金額について、共通の認識を持つための対応もしていきたいと考えている旨の説明があった。

以上